

■家族は家賃を払わない■

ほぼ週刊【松村拓也のメールマガジン】第 102 号

こんにちは、松村拓也です。

E-Mail と Facebook で松村拓也の活動についてほぼ毎週お届けしています。

名刺交換した方や、突然思い出した方にもお届けしますので、ご迷惑であればお知らせください。

できれば勤務先でなく、個人のアドレスにお届けしたいので、ご連絡ください。

ご意見、ご質問大歓迎です。

.....

102 目次

1. トピックス：家族は家賃を払わない
2. 今週のお知らせ：韓国旅行に行ってきます
3. まつむら塾
4. 今後の予定：今週・来週以降
5. アクセスポイント：問い合わせ先
6. このメルマガについて

.....

1. トピックス：家族は家賃を払わない

今、笑恵館でちょっとした問題が起きている。オーナーの T さんが、アパートに住む新婚夫婦に対し「もうじき赤ちゃんが生まれるんだから、もっと広くて安いアパートを紹介する」と退去を勧めているのだ。当の入居者は「どうして T さんは僕たちを追い出そうとするんだろう」とすっかり困惑しているので、「親身だからこそ言ってるんだから、よく話し合えばいい」となだめるのだが、「僕らは T さんと一緒に暮らしたいと願うのに、それに、笑恵館は施設全部を自分の家のように使えるから、少しくらい広くて安くても他所が得とは思えない」と言われると、確かにそうだと納得してしまう。実際、笑恵館の入居者たちは、「部屋の家賃を払っている」というより「笑恵館の維持費を応分に負担している」という感覚なのかもしれない。そこで今日は、家賃について少し考えたい。

そもそも家賃とは、一体何に対する対価だろう。確定申告の際、家賃収入から差し引かれる経費としては、固定資産税、火災保険料、修繕費、減価償却費、管理経費などがあげられるので、それ等を差し引いた残りが所有者の利益となる。だが、もしも家族なら、家賃は取られないし、社員から家賃を取る会社なども聞いたことが無い。たとえ社員や家族などの「身内」だろうと、さっきの費用は掛かっているはずなのに、それすら取らないということは、まさにそれが「身内の条件」なのかもしれない。

そこで今度は、家賃を取らない「関係」について考えてみる。まず考えられるのは「相殺関係」で、家賃をとっても、その分こちらから支給するから差し引きゼロとなる考え方。社員には給料を支払うし、家族は扶養しているので、家賃分を差し引いたと考えた方が手取り早い。次に考えられるのは「共有関係」で、身内は所有者の一員だから、家賃を請求する相手ではないという考え方。笑恵館では、入居者たちが自分の家と思って暮らすという意味でこの考え方に近い。そしてもう一つは「協業関係」で、一緒に働く仲間から家賃は取らないという考え方。会社の社員や事業パートナーは、この考え方に近いと思う。

これらの関係と比較して、血縁関係はどうだろう。扶養も同居もしていない親戚がある日突然やってきて、身内なんだからこの家にタダで住まわせてほしいと言われても、快く受け容れられるとは思えない。「めったに会わない親戚より、近所の他人と親しく暮らす」とはまさにこのことだ。私たちが必要とする身内とは、血縁関係よりも、「家賃を請求しない関係」かも知れない。T さんが「高い家賃を払うな」と言っているのも、入居者が「高

いと思わない」と言っているのも、家族が家賃を求めないことの表れだ。だとすればなぜ、私たちはもっと家賃を払わない関係づくりに取り組まないのだろう。なぜ、家賃を払う関係に甘んじているのだろう。

家賃を払わない関係が身内なら、家賃は無関係な「他人であることに対する対価」ともいえる。そもそも土地は、他人に貸すためのものでなく、自分が自由に使うためのものだったはず。土地は使わなければ収益を生むことはできない。だから昔は土地を継承したのではなく、土地を使った事業を継承したのだと思う。ところが後継者を失い、事業が継続できなくなると、他人に賃貸するようになる。相殺関係(雇用や扶養)や共有関係そして協業関係のいずれも無ければ、家賃をもらうしか存続の手立てはない。一方、借り手(利用者)側も所有者との関係を気にせず土地を利用するには、家賃を払って他人でいる必要がある。

こうして利用者は、家賃を払うことにより所有者の身内になるという制約から逃れ、自由に土地を使うことができる。だがその自由は、所有者が他人に対して許容する極めて限定的な自由だということを忘れがちだ。それはさながら、柵の中でおとなしくしていることが前提の自由だ。少しでも柵を越えたければ、その都度所有者の許可を得なければならない。多くの人が、縮こまることで自由を得たつもりになっている。与えられたものに慣れてしまい、いつしかそれが全てと勘違いしている。

むしろ僕は、所有者の懐に飛び込み身内になることで、所有者としての絶対的な自由を手に入れるべきだと思う。そのためには所有者の声を聴き、願いを叶える方向を目指す必要があるが、その先には、360度の自由が待っている。それは、小さな囲いの中で家賃の対価として与えられる自由とは比べ物にならないことを、僕は笑恵館で目撃している。アパートの入居者をわが子のように巣立たせようとするオーナーと、他人でも家族として暮らしていきたいと望む入居者たちのせめぎ合いから、まだしばらくは目が離せそうにない。

<http://nanoni.co.jp/20170409/>

.....

2. 今週のお知らせ：韓国旅行に行ってきます

うちのカミさんの「某プロジェクト」が一区切りしたので、ご褒美に韓国旅行に行ってきます。もちろんそれは単なる口実ですが、僕にとっては初韓国です。というのも、以前激安ツアーを探していたら羽田発6千円台のツアーを見つけてしまい、その衝撃がトラウマになってずっと行けずにいました。そこで今回は「家族サービス」という大義名分の下、思い切って母と妹も誘って3泊4日3.98万円のツアーに行くことになりました。ソウルから水原・全州・慶州・釜山と回り大邱から帰国するバスツアーで、途中の食事もすべて含まれています。ま、結局僕の好きな激安ツアーなんですけどね。

先日、格安ツアー会社の「てるみくらぶ」が倒産し、僕もひやっとしましたが、結局2年前から粉飾決算を繰り返す悪質な倒産事件だったようです。もっと普通に潰れてくれていたら、これほど迷惑を撒き散かさなくても済んだはず。自分の経験上、僕はそんな風を感じてしまいます。今回お世話になる「阪急交通社」がどんな会社かよく知りませんが、とにかく行って参りませう！

このツアーに興味のある方はこちらまで

http://www.hankyu-travel.com/tour/detail_i.php...

.....

3. まつむら塾

■開催予定 講義+演習

- ・日程 4/27 (第2,4木金曜日) 19-21時 笑恵館
- ・その他会場募集

まつむら塾を開催させていただき会場を募集しています。会場提供者は、受講料免除といたします。

■自習室 <http://nanoni.co.jp/juku/>

まつむら塾の講義内容を、自由に閲覧できるサイトです。

- ・新着記事 A1.理屈編 A14_3.how : 必要と十分(4/5公開)

http://nanoni.co.jp/juku/a14_3/

■オンラインまつむら塾：まつむら塾の演習をオンラインで体験できます。

・事業目的の作り方(公開中)

<https://synapse.am/contents/monthly/m-juku01>

現在：RAM 会員 3 名、ROM 会員 0 名（定員 30 名）

・倒産覚悟の経営のススメ(公開中)

<https://synapse.am/contents/monthly/matsumuratakuya>

現在：会員 8 名（定員 30 名）

.....

4. 今後の予定：今週・来週以降

凡例 ○面談歓迎：来て下さればあなたの面談を優先。

◎呼出歓迎：あなたのお誘いを優先、訪問可能。

●同行可能：僕の訪問先にお連れします。

★参加可能：あなたも参加可能なイベント。

.....

(月) 4/10 ○午後から笑恵館で面談可

(火) 4/11 ○午後から笑恵館で面談可

15-17 時 ★日本土地資源協会 経営会議

17-19 時 ★笑恵館クラブ理事会

(水) 4/12 韓国旅行

(木) 4/13 韓国旅行

(金) 4/14 韓国旅行

(土) 4/15 韓国旅行

(日) 4/16 ○休業日

■その後のイベント

4/18 16-18 時 ★笑恵館を学ぼう

4/18 18-20 時 ★笑恵館・持ち寄り食事会

4/21 19-21 時 ★第 17 回 解決しゃべり会(笑恵館)

4/23 10-15 時 ★名栗の森オーナーシップクラブ

4/25 17-19 時 ★笑恵館クラブ運営会議

4/27 18-21 時 ★まつむら塾 (笑恵館)

4/28 19-21 時 ★カプラー起業交流会(三茶)

5/09 15-17 時 ★日本土地資源協会 経営会議

5/09 17-19 時 ★笑恵館クラブ理事会

5/11 18-21 時 ★まつむら塾 (笑恵館)

5/13 10-15 時 ★ニッチ大学② (さくまさんち)

相談のある人、一杯やりたい人、歓迎です。

松村の予定はこちらで公開しています。<http://nanoni.co.jp/schedule>

.....

5. アクセスポイント：問い合わせ先

松村拓也

メール takuya@nanoni.co.jp

携 帯 090-9830-3669 taku8823@ezweb.ne.jp

自 宅 株式会社 なんのこ(平社員)

〒226-0016 神奈川県横浜市緑区霧が丘 3-15-1

<http://nanoni.co.jp/>

職 場 一般社団法人 日本土地資源協会(代表理事)

<http://land-resource.org/>

笑恵館 〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19

<http://shokeikan.com/>

メール配信をご希望の方はこちら

<http://land-resource.us10.list-manage.com/subscribe...>

フェイスブックグループはこちら

<https://www.facebook.com/groups/atamanonaka/>